

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2019年 5月 22日 No.55

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



国会を監視する

泉バプテスト教会 城倉 啓

衆議院憲法審査会が 5/9 に開催されました。実質的な審議が行われるのは、今国会では初めてのことです。議題は、国民投票の際のテレビ CM 規制について。日本民間放送連盟（民放連）の永原伸専務理事と田嶋炎番組・著作権部長が参考人出席、意見を述べました。

野党側の従来からの主張と要求は、資金力を持つ勢力が有利にならないように賛成派と反対派のバランスを取ることです。つまり、国民投票運動期間中（最長 180 日）、賛成派と反対派の広告時間の長さや数量を同等にするという規制を導入することです（量的規制）。

これに対して永原専務理事は、表現の自由を侵害する恐れがあるなどの理由で、「法律で規制することには極めて慎重であるべきだ」と述べました。量的規制を盛り込む国民投票法改正に否定的という立場です。それはつまり、「民放連は自主規制を行いません」という主張でもあります。

このような頑固な態度は政権与党にとっても誤算でした。というのも、民放連が「自主規制をしても良い」と言ってくれば国民投票法改正を行わないで済むからです。ルール作りに時間をかけないで、早く改憲原案を審議して、改憲発議をしたいというのが与党の本音です。そうすれば野党の面子も立つのですから、うまい落としどころだったのです。実際、枝野幸男立憲民主党代表は、「自主規制をしないのならば法改正を」と猛反発をしています。

わたしたちは国民投票運動期間全てに CM 規制を行なうことを求めます。天皇代替わり報道でも分かるように、テレビの影響力は非常に大きいので、国民投票の公正性が歪められる可能性があるからです。また、CM 規制以外にも多くの欠点が現行国民投票法にはあります。それらの改正のために憲法審査会を動かすことが、まず必要です。

「バプテスト憲法フェスティバル 話し合おう、改憲4項目」

去る2019年5月3日(金) 10:00-12:00

日本バプテストキリスト教目白ヶ丘教会を会場に(憲法改悪を許さない私たちの共同アクション主催)憲法フェスティバルが開催されました。集った方々は83名35教会となりました。報告に代えて発題資料の一部と発題要旨を掲載いたします。

発題 自由民主党の「改憲4項目」の解説

憲法アクション担当者会委員長 城倉啓

1 「9条の2」を新設して自衛隊を明記する改憲案

現行	改憲案
<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p> <p><u>九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。</u></p> <p><u>2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</u></p>

【話し合いのポイント】

どこに立つか、自衛隊をどう考えるかで、「9条の2」の要否が分かります。専守防衛すらも放棄するなら自衛隊・在日米軍も不要となり、当然「9条の2」も不要です。ある程度の実力組織による自衛を必要と考えた場合、その自衛隊に何を託すことが必要だと考えますか。それは米軍をも必要としますか。国外の戦争や紛争に介入することも想定しますか。

「後法優先の原理」にご注意を。後から付け加わった条文が前からある条文よりも優先されます。「9条の2」は現行9条2項と矛盾しますが、後から付け加わることになるので優

先されます（戦力保持が認められる）。公明党の言う加憲全般の隠れた危険性です。

2 緊急事態条項を新設する改憲案

現行	改憲案
<p>第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p>	<p>第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p>
<p>.....</p>	<p><u>第六十四条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、あらかじめ法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。</u></p> <p>.....</p>
<p>第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。</p> <p>一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。</p> <p>二 外交関係を処理すること。</p> <p>三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。</p> <p>四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。</p> <p>五 予算を作成して国会に提出すること。</p> <p>六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	<p>第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。</p> <p>一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。</p> <p>二 外交関係を処理すること。</p> <p>三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。</p> <p>四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。</p> <p>五 予算を作成して国会に提出すること。</p> <p>六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>
	<p><u>第七十三条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定又は予算の議決を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、あらかじめ法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。</u></p> <p><u>2 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。</u></p>

【話し合いのポイント】

自然災害については災害対策基本法で、また天災による被災地域の繰延選挙については公職選挙法で対応できます。この改憲は不要です。

「大地震その他」の「その他」に、おそらく「戦争」を入れることを想定しています。この意味で「9条の2」加憲とセットです。

国会議員自身が自分たちの任期を延長することは大いに問題です。憲法で主権者によって縛られるべき存在だからです。この意味で許容できません。

内閣が制定する政令が、国会が制定する法律よりも上になるという問題も起こります。今でも一極集中しているのに、さらに三権分立を歪めてしまいます。許容できない改憲です。

3 参議院議員に都道府県代表の意味合いをもたせる改憲案

現行	改憲案
<p>第四十七条</p> <p>選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。 ……………</p> <p>第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p>	<p>第四十七条 <u>両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又または一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</u> ……………</p> <p>九十二条 <u>地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。</u></p>

【話し合いのポイント】

選挙制度については公職選挙法で規定できるのでこの改憲は不要です。また政権与党は2018年に参院選制度を都合の良いように変えて、島根・鳥取・高知・徳島の各県からも1名選出できるようにしました。その意味でも不要な改憲です。

両院制における参議院の役割とは何でしょうか。地域代表なのでしょうか。憲法43条は「全国民の代表」と規定しています。

地域代表の議員がいるというだけで特定地域の利益は保証されるのでしょうか。沖縄の地方自治は重んじられているのでしょうか。

改憲案は都道府県と明記していません。日本維新の会の「道州制導入改憲」を意識しているのかもしれませんが。

4 高等教育の無償化を明記する改憲案

現行	改憲案
<p>第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p> <p>.....</p> <p>八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p>二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p> <p><u>3 国は、教育が国民の一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。</u></p> <p>.....</p> <p>八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は<u>公の監督が及ばない</u>慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>

【話し合いのポイント】

自民党内の反発から「高等教育の無償化」を明記していません。それならば改憲は不要です。ただ日本維新の会が高等教育の無償化改憲を打ち出しているので、歩調を合わせて秋波を送っているだけです。

現行憲法は高等教育の無償化に反対していません。今でもできるので改憲は不要です。

「国の未来を切り拓く」ということを憲法に明記することは、国家のための個人という明治憲法・教育勅語体制への逆戻りです。わたしたちは平和憲法・旧教育基本法体制の立憲主義に立ちます。個人の幸福のために国家があるのです。この点で許容できません。

「公の監督が及ばない」という改憲案は、キリスト教系学校も受けている私学助成との関係で重要です。現行条文の「公の支配に属しない」が私立学校にあてはまるのかについては、「私立学校も公の支配に属す」という解釈が定着しています。その解釈に基づいて、私学助成がなされています。改憲は不要です。

おそらく 89 条改憲は、創価大学や創価高校という私立学校と深い関係をもつ公明党に対する配慮でもあり揺さぶりでもあるのでしょうか。この改憲案だけは、公明党が力説する加憲ではありません。条文の修正です。しかし、公明党が賛成しやすい内容です。もしこれに乗れば、公明党は「右転落」をさらに進めることになるでしょう。

発題を受けて、「改憲 4 項目」ごとにグループ分けをし、グループディスカッションをしました。

シリーズ「私の譲れないもの」

動き出しているソフトな徴兵制（すでに戦争国家体制？）

恵泉バプテスト教会 千野 肇

2019年2月のことでした。天皇代替わりの大騒ぎで、もうすぐ昔のこのように思いますが、自衛官募集の自治体への協力要請について、各新聞紙上ににぎわした問題がありました。まとめてみると、以下のような流れをたどっています。

2019年1月30日安倍首相発言「6割以上の自治体から協力が得られていない。この状況に終止符を打つため、自衛隊を憲法上に位置づけることが必要」（衆院本会議）

2019年2月10日安倍首相発言「都道府県の6割以上が協力を拒否。憲法に自衛隊を明記し違憲論争に終止符を打とう」（自民党大会）

2019年2月12日安倍首相発言「正しくは都道府県と市町村。自治体ということ」（衆院予算委）

2019年2月13日安倍首相発言「憲法を変えればただちに（協力を得られる）というわけではない。自衛隊を憲法に明記することで空気は変わっていく」（衆院予算委）

これら安部首相発言を受けて、与党自民党は所属国会議員に、選挙区内にある自治体の自衛官募集に対する協力状況を確認するよう文書で、2月14日午後、各議員宛に送付したとのこと。

自衛隊は、18歳と22歳の住民の氏名や住所、生年月日、性別が書かれた名簿提出を市町村に求めている、という事実がまずあります。これに対して、各市町村ごとに条例などに沿って対応しているようですが、朝日新聞による調査によると、その対応の状況は次の通りです。

名簿の提供：632自治体（36.3%＝紙614自治体、電子媒体14自治体、宛名シール4自治体）

住民基本台帳の閲覧許可：931自治体（53.5%）

未取得：178自治体（10.2%）

閲覧申請拒否：5自治体（0.3%）

さて、この安倍首相発言に対し、次のように批判の声が挙げられています。

- （1）自衛官募集の自治体の協力状況は閲覧を認めている自治体を含めれば89.8%になる。
- （2）自衛隊法施行令に定められている「防衛相は市町村に、必要な報告または資料の提出を求めることができる」のうちの「資料」とは、個人情報ではなく、募集対象者数おおよその数などを指すのであって、各市町村の人口や人口男女別人口などの統計的な資料。名簿の

提供を求めるのは、住民基本台帳法で認められている「閲覧」の拡大解釈で、違法の疑いがある。

(3) 自衛隊員募集への協力がなから憲法改正、とは短絡的に結びつかない。

(4) 自民党が党所属国会議員に対して自衛官募集に関連する名簿提出を地元市町村に促すよう求めた通達を出したことは、自治体への圧力につながる。などなど、です。

安倍首相発言への批判意見のうち多くは、「事実を曲げて強引に憲法改正へ突き進む手法」に集中しているようです。この「プロパガンダ」的情報発信による政治手法は、今に始まったことではありませんし、数の力の論理による詭弁や高圧的な言い回し、具体性のない答弁なども「ショッチュウ」なので、批判されるのはめずらしくないことなのですが、これら一連の報道を受けて私が最もびっくりしているのは、『もはや徴兵制度が迫っているなあ』ということでした。既にこれだけ多くの自治体が、防衛相の要請に従い、個人情報（本人の了承もなく）開示或いは提出しているのですね。

安倍政権が目指している憲法9条への「9条の2」の追加によって自衛隊を憲法上明記するという事は、閣議決定のみの解釈変更によって集団的自衛権を認めていますので、自衛隊を海外に送り友軍（間違いなく主にアメリカになるでしょう）への軍事援助に憲法上もお墨付きを与えることになります。そうすると、どうなるでしょう？

アメリカの戦争に加担させられ、海外において軍事展開を行い、戦闘に巻き込まれ、自衛隊にも犠牲者が出る可能性は、ますます強くなるでしょう。

自国の平和とは無関係の戦闘状態に入り、犠牲になるような事態が予想されれば、自主的に自衛隊入隊を志願する若者たちが増えていくとは、とても想像できません。

海外展開を行いながら、これまで通り国内における軍事防衛を為すためには、どうしても半強制的な自衛官募集が必要になってくると思われます。恐らく戦前の赤紙のような従軍命令の形式はとらないでしょうが、18歳と22歳の若者たちの情報を各自治体から取得して、就職が叶わなかった人、フリーターの道を選んだ人、そのような人たちに接し、「高給与」「年金や健康保険の高保障」「高再就職率」などの好条件をちらつかせて、3年程度の自衛官入隊を促す、ということは、十分にあり得ることだと思われます。更に、実際に海外展開の中で犠牲者が出た場合は、自衛隊入隊希望者はより減少することが予想されますので、入隊勧誘の方法は、より強制性を強めて行くのではないのでしょうか？例えば、何等かのはずみで軽犯罪を犯し、再就職が困難な若者に何年かの自衛隊入隊義務を課すようなこともあり得るかもしれません。こうした「ソフトな徴兵制」への地ならしが、もはやスタートしているのか、と戦慄を覚えずにいられません。

私たちの社会は、いったいどこへ向かっているのでしょうか？

戦前、「国のために命を捨てる」ことを正義とし「天皇陛下万歳」と叫ばせて多くの若者

たちを戦場へ送り、アジア諸国において膨大な犠牲者を出した、その反省はどこへ行ってしまったのでしょうか？ 私は戦後の生まれですが、それでも「二度と若者たちを戦場へ送らない」という言葉は、戦後民主主義の大切な約束だったことを知っています。その約束はどこへ行ってしまったのでしょうか？ 子どもたち、若者たちや多くの市民、そして他国の人々の命を国家の正義の名のもとに、いけにえとして犠牲にしてきた世界に戻ることは、二度と許されないのではないのでしょうか？

主イエスは、『わたしが求めるのは憐れみであって、いけにえではない』とはどういう意味か、行って学びなさい」と、ホセア書6章6節の言葉をひいてファリサイ派の人々に告げています（マタイ福音書9章13節）。

日本全国総祝賀ムード満載となってしまった2019年、いま一度、この主イエスの言葉を深く学びたいと思うのです。

予告

平和宣言・憲法アクション共催集会第3弾シンポジウム 「いのちを選びとる」

日時 6月22日（土）13:00—15:00

場所 高松常盤町教会

パネリスト 立田卓也さん（中四国連合社会委員長）

平良仁志さん（靖国問題委員長）

※その他にも登壇者に交渉中

パネルディスカッション司会 城倉啓さん（憲法アクション担当者会委員長）

総合司会 谷本仰さん（平和宣言担当者会委員長）

主催 平和宣言推進担当者会、憲法改悪を許さない私たちの共同アクション担当者会、中国・四国地方連合社会委員会、ホームレス支援特別委員会、靖国神社問題特別委員会

協力 性差別問題特別委員会 部落問題特別委員会

最近の「改憲潮流」の動向や、天皇代替わり、原発課題、人権課題にキリスト者としてどのように考えるべきか、共に話し合い、学び合いましょう。参加無料です。どなたもふるってご参加ください。